

計 画 書

阪神間都市計画特別用途地区の変更（川西市決定）

都市計画特別用途地区（大規模集客施設立地規制地区）を次のように決定する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設立地規制地区	約 101 ha	（ 制限の内容 ） 大規模集客施設立地規制地区内における建築物の制限は、建築条例による。
合 計	約 101 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

「別添理由書のとおり」